

矢掛町各種補助・助成制度一覧(令和8年4月1日現在)

基本施策	事業名	補助概要	対象：個人	対象：団体	対象：法人	所得条件	対象、条件等	補助率	区分	補助上限額(円)	担当課
1-1 子育て	同窓会支援事業補助金	町内の学校の同窓会に対し補助		○			・町内の学校の同窓会 ・10名以上で開催され、35歳未満等	10/10		50,000	企画課
1-1 子育て	結婚新生活支援事業費補助金	住居費, 住宅リフォーム費用及び引越し費用の一部を補助	○			有	・39歳以下夫婦 ・世帯所得500万円未満ほか	10/10		600,000	企画課
1-1 子育て	結婚祝金	1組10万円を支給	○				夫婦いずれも50歳未満	定額		100,000	企画課
1-1 子育て	保育園・こども園保育料無償化	3歳未満の全児童の保育料を無償化	○				個人	-		-	こどもみらい課
1-1 子育て	誕生祝金	第1子10万円, 第2子20万円, 第3子以降30万円を支給	○				・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・出生後3箇月以内に申請すること	定額		300,000	こどもみらい課
1-1 子育て	妊婦健診支援事業	妊婦1人につき, 5万円を支給	○				・定住の意向あり ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと ・妊娠中に申請を行うこと	定額		50,000	こどもみらい課
1-1 子育て	妊産婦医療費助成制度	妊娠届出月から出産の翌月までにかかった医療費の自己負担分を上限35,000円まで助成	○				個人	10/10		35,000	こどもみらい課
1-1 子育て	産後ケア事業	必要に応じて産婦が希望するものを選び, 利用(回数上限あり)。	○				個人	定額	〈宿泊型ケア〉	15,000	こどもみらい課
1-1 子育て	産後ケア事業	必要に応じて産婦が希望するものを選び, 利用(回数上限あり)。	○				個人	定額	〈日帰り型ケア〉	7,000	こどもみらい課
1-1 子育て	産後ケア事業	必要に応じて産婦が希望するものを選び, 利用(回数上限あり)。	○				個人	定額	〈母乳ケア〉	3,000	こどもみらい課
1-1 子育て	妊婦のための支援給付	妊娠したら5万円、出産したらこども1人につき5万円を支給。 (流産・死産等の場合も対象)	○				個人	定額		妊娠時:50,000円 出産時:50,000円/人	こどもみらい課
1-1 子育て	不育治療助成事業	一対象者90万円を限度とする。	○				・夫婦のどちらかが町に1年以上住んでいること ・対象者及び世帯員に町税等の滞納がないこと	定額		900,000	こどもみらい課
1-1 子育て	こんにちは赤ちゃんチケット	出生届出時に希望があった保護者へ, 1,000円券10枚を配布	○				個人	定額		10,000	こどもみらい課
1-1 子育て	遺児激励金	小中学校への入学時, 中学校卒業時, 保護者死亡時に支給	○				義務教育終了前	定額		20,000	こどもみらい課
1-1 子育て	こどもに係る医療費自己負担無料	保険診療での自己負担分を補助	○				満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで	-		-	こどもみらい課
1-1 子育て	福祉タクシー助成事業	タクシー料金の精算に使用できるポイントをマイナンバーカードに付与する。	○				母子健康手帳を交付された妊婦, 0~18歳の児童	定額	〈子育て〉	12,000	こどもみらい課

矢掛町各種補助・助成制度一覧(令和8年4月1日現在)

基本施策	事業名	補助概要	対象：個人	対象：団体	対象：法人	所得条件	対象、条件等	補助率	区分	補助上限額(円)	担当課
1-1 子育て	子育て短期支援事業	世帯の課税状況により, 利用者負担額の減免を行う。	○				個人	定額		-	こどもみらい課
1-1 子育て	未就学送迎給付金支援事業	2以上の保育園・こども園に入園する家庭の保護者に月額2千円(上限20千円)を支給する。	○				個人	定額		20,000	こどもみらい課
1-2 健康づくり	ドナー等支援事業助成金	骨髄等の提供を行うための通院又は入院にかかる費用の一部助成		○			骨髄等採取日において, 町内に住民登録があり, かつ居住している者, ドナー休暇制度を設けている企業及び団体に属さない者等	定額	〈ドナー助成事業〉 〈通院 1日当たり〉	5,000	健康推進課
1-2 健康づくり	ドナー等支援事業助成金	骨髄等の提供を行うための通院又は入院にかかる費用の一部助成		○			骨髄等採取日において, 町内に住民登録があり, かつ居住している者, ドナー休暇制度を設けている企業及び団体に属さない者等	定額	〈ドナー助成事業〉 〈入院 1日当たり〉	20,000	健康推進課
1-2 健康づくり	ドナー等支援事業助成金	骨髄等の提供を行うための通院又は入院にかかる費用の一部助成		○			骨髄等採取日において, 町内に住民登録があり, かつ居住している者, ドナー休暇制度を設けている企業及び団体に属さない者等	定額	〈事業所助成事業〉 〈休業 1日当たり〉	10,000	健康推進課
1-2 健康づくり	人間ドック費用負担事業	特定健診基本項目を満たす健診受診費用の一部助成	○				・40歳以上の国民健康保険被保険者 ・後期高齢者医療被保険者	定額		5,000	健康推進課
1-2 健康づくり	風しん予防接種助成金	風しん及び麻しん風しん予防接種費用の一部助成	○				矢掛町に住所を有する平成2年4月1日以前に生まれた者	定額	〈混合〉	11,530	健康推進課
1-2 健康づくり	風しん予防接種助成金	風しん及び麻しん風しん予防接種費用の一部助成	○				矢掛町に住所を有する平成2年4月1日以前に生まれた者	定額	〈風疹のみ〉	7,710	健康推進課
1-2 健康づくり	肺炎球菌予防接種助成金	肺炎球菌予防接種費用の一部助成	○				矢掛町に住所を有し, 接種日において満66歳以上である者 他	1/2		5,800	健康推進課
1-2 健康づくり	インフルエンザ予防接種助成金	インフルエンザ予防接種費用の一部助成	○				矢掛町に住所を有する1歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(ただし, 婚姻している者, 社会保険被保険者は除く。)	定額		1,500	健康推進課
1-2 健康づくり	おたふくかぜ予防接種助成金	おたふくかぜ予防接種費用の一部助成	○				・1歳から6歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者 ・おたふくかぜに罹患した既往がない者	定額		3,000	健康推進課
1-2 健康づくり	带状疱疹予防接種助成金	带状疱疹予防接種費用の一部助成	○				接種日において矢掛町に住所を有する50歳以上の者(定期接種対象者は除く。)	1/2	〈生ワクチン〉	4,000	健康推進課
1-2 健康づくり	带状疱疹予防接種助成金	带状疱疹予防接種費用の一部助成	○				接種日において矢掛町に住所を有する50歳以上の者(定期接種対象者は除く。)	1/2	〈不活化ワクチン〉	11,000	健康推進課
1-2 健康づくり	がん患者アピランスサポート事業助成金	ウィッグ及び補助具購入費用の一部助成	○				・がん患者であること ・申請時(本人死亡時は死亡日)において, 町内に住所を有する者であること。他	1/2		30,000	健康推進課

矢掛町各種補助・助成制度一覧(令和8年4月1日現在)

基本施策	事業名	補助概要	対象：個人	対象：団体	対象：法人	所得条件	対象、条件等	補助率	区分	補助上限額(円)	担当課
1-3 地域福祉	難病者等給付金事業	1か月あたり4,000円を上期・下期にわけて支給。	○				矢掛町に1年以上居住している者で、次のいずれかを所持している者。 ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・(各健康保険)特定疾患療養受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証	定額		48,000	福祉介護課
1-3 地域福祉	高齢者等在宅介護手当支給事業	1か月あたり10,000円を上期・下期にわけて支給。	○				次のいずれかに該当する者を看護又は介護し、かつ生計を同じくする配偶者又は家族。 (1)町に住所を有し、かつ町内に居住している65歳以上で、要介護認定4又は5の認定を受けている者 (2)町に住所を有し、かつ町内に居住している20歳以上の者であって、身体障害者手帳1級又は2級の者、ねたきり若しくは歩行不能の状態にある者又は知的障害者で療育手帳Aの者が、疾病等のため常時臥床の状態が6箇月以上継続している者	定額		120,000	福祉介護課
1-4 障がい者・障がい児福祉	福祉タクシー助成事業	タクシー料金の精算に使用できるポイントをマイナンバーカードに付与する。	○				身体障害者手帳(1級・2級),療育手帳(A),精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかを所持している者。	定額	<障害>	24,000	福祉介護課
1-4 障がい者・障がい児福祉	高齢者等配食サービス事業	現物支給(助成額を差し引いた金額が利用者へ請求される)	○			有	障害者のみの非課税世帯であって、調理困難であると認められる者。1食あたり220円を週4食まで。	定額	<障害>	220	福祉介護課
1-4 障がい者・障がい児福祉	心身障害者扶養共済補助金	補助の対象は1口までの加入に係る掛金。	○				矢掛町内に住所を有する者であって、岡山県心身障害者扶養共済制度に加入し、かつ、補助対象となる期間中に掛金の未納がない者	1/2		-	福祉介護課
1-4 障がい者・障がい児福祉	障害者通所奨励金	奨励金の額は、町内に居住する通所者1人につき、対象の事業所に通所した日数に200円を乗じて得た額				○	奨励金の交付対象は、町内に現に居住する障害者が通所する就労継続支援事業(A型及びB型)を行う事業所及びIII型地域活動支援センターを運営する事業者	定額		-	福祉介護課
1-4 障がい者・障がい児福祉	身体障害者住宅改修費給付金	手摺やスロープ設置などの改修工事費を助成	○			有	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上の者	9/10	<課税>	200,000	福祉介護課
1-4 障がい者・障がい児福祉	身体障害者住宅改修費給付金	手摺やスロープ設置などの改修工事費を助成	○			有	下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する身体障害者であって障害程度等級3級以上の者	10/10	<非課税>	200,000	福祉介護課
1-4 障がい者・障がい児福祉	難聴児補聴器購入費等助成金	身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入に要する費用の一部を助成	○				矢掛町内に住所を有する18歳未満の難聴児であって、両耳の聴力レベルが30dB以上であり、かつ、手帳の交付の対象とならない者	基準額の2/3		-	福祉介護課
1-4 障がい者・障がい児福祉	心身障害者自動車改造等助成	免許の取得に直接要した経費の一部を助成	○			有	町内に住所を有する者で、身体障害者又は知的障害者であって免許取得により社会参加が認められる者	2/3	<免許取得>	100,000	福祉介護課
1-4 障がい者・障がい児福祉	心身障害者自動車改造等助成	操行装置及び駆動装置等の改造に直接要した経費の一部を助成	○			有	町内に住所を有する者で、上肢、下肢又は体幹機能障害者	10/10	<自動車改造>	100,000	福祉介護課
1-5 高齢者福祉	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に係る費用の助成(後見人等報酬)	○			有	成年後見制度を利用する低所得者(収入・資産要件あり)	10/10	<高齢・在宅>	月額28,000	福祉介護課
1-5 高齢者福祉	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に係る費用の助成(後見人等報酬)	○			有	成年後見制度を利用する低所得者(収入・資産要件あり)	10/10	<高齢・施設>	月額18,000	福祉介護課

矢掛町各種補助・助成制度一覧(令和8年4月1日現在)

基本施策	事業名	補助概要	対象：個人	対象：団体	対象：法人	所得条件	対象、条件等	補助率	区分	補助上限額(円)	担当課
1-5 高齢者福祉	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に係る費用の助成(申立費用)	○			有	成年後見制度を利用する低所得者(収入・資産要件あり)	10/10	<高齢>	上限70,000円	福祉介護課
1-5 高齢者福祉	小型GPS内蔵靴等購入費補助金	小型GPS内蔵靴等購入費用を補助	○				・町内在住 ・町税等を完納している ・要支援1以上で認知症の診断がある ・3年度内に要綱に基づく補助金の交付を受けていない	10/10	<高齢>	20,000	福祉介護課
1-5 高齢者福祉	福祉タクシー助成事業	タクシー料金の精算に使用できるポイントをマイナンバーカードに付与する。	○				65歳以上で運転免許証を所持していない者。	定額	<高齢>	12,000	福祉介護課
1-5 高齢者福祉	高齢者等配食サービス事業	現物支給(助成額を差し引いた金額が利用者へ請求される)	○			有	65歳以上高齢者のみの非課税世帯であって、調理困難であると認められる者。1食あたり220円を週4食まで。	定額	<高齢>	220	福祉介護課
1-5 高齢者福祉	高齢者住宅改造助成事業	住宅改造費の一部を補助(※介護保険制度における住宅改修の対象となるものに限る。なお、同一住居については1度限りの補助。)	○			有	(1)65歳以上の方(第1号被保険者) (2)要支援1～要介護5に認定されている方 (3)町民税非課税の方	2/3		333,000	福祉介護課
1-5 高齢者福祉	高齢者補聴器購入助成事業	補聴器購入に係る費用の一部を助成する(1人1回限り)。	○			有	(1) 町内に住所を有する者 (2) 申請日時点において満65歳以上の者 (3) 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない者 (4) 耳鼻咽喉科を標榜する医師により、補聴器の必要性が認められる者 (5) 過去に本事業の助成を受けていない者	定額	<課税>	30,000	福祉介護課
1-5 高齢者福祉	高齢者補聴器購入助成事業	補聴器購入に係る費用の一部を助成する(1人1回限り)。	○			有	(1) 町内に住所を有する者 (2) 申請日時点において満65歳以上の者 (3) 聴覚障害による身体障害者手帳を所持していない者 (4) 耳鼻咽喉科を標榜する医師により、補聴器の必要性が認められる者 (5) 過去に本事業の助成を受けていない者	定額	<非課税>	50,000	福祉介護課
1-5 高齢者福祉	認知症カフェ運営事業費補助金	初期経費補助金として上限50,000円まで、事業に必要な経費のうち上限30,000円までを補助		○			町内に認知症カフェがあり、概ね10人以上が活動できるスペースがあり、認知症の人及びその家族、地域住民、専門家、ボランティア等が参加でき、月1回以上実施。	10/10		50,000	福祉介護課
1-5 高齢者福祉	チームオレンジ運営事業費補助金	事業に要する補助対象経費のうち上限30,000円までを給付		○			町内においてチームオレンジを実施する団体等であり、認知症サポーターステップアップ講座を修了または修了予定の人や認知症の人が含まれ、町内に居住する認知症の人及びその家族が必要とするニーズを継続して支援していること。	10/10		30,000	福祉介護課

矢掛町各種補助・助成制度一覧(令和8年4月1日現在)

基本施策	事業名	補助概要	対象：個人	対象：団体	対象：法人	所得条件	対象、条件等	補助率	区分	補助上限額(円)	担当課
1-5 高齢者福祉	家族介護用品支給事業	要介護4又は5の高齢者を介護している家族に、対象店舗でおむつ等の購入に使える利用券を月当たり5,000円分交付	○			有	要介護4又は5の高齢者を在宅で介護している家族で、介護している在宅高齢者が介護保険料段階が第1段階から第3段階	10/10		60,000	福祉介護課
1-5 高齢者福祉	在宅介護用品支援事業	要介護4又は5の高齢者を介護している家族に、対象店舗でおむつ等の購入に使える利用券を月当たり5,000円分交付	○			有	要介護4又は5の高齢者を在宅で介護している家族で、介護している在宅高齢者等が住民税非課税かつ、介護保険料の滞納がない人であり、家族介護用品支給事業の対象者でない人が対象	10/10		60,000	福祉介護課
2-1 防災・減災・消防	防災士資格取得補助金	防災士取得者に対して補助	○				個人	10/10		63,800	総務防災課
2-1 防災・減災・消防	自主防災組織活動支援事業補助金	自主防災組織の活動に対して補助		○			自主防災組織	10/10 (8/10)	工事請負費・備品購入費は、8/10	300,000	総務防災課
2-1 防災・減災・消防	消火器詰替補助金	初期消火に使用した消火器の詰替え等に対して補助	○	○			個人・団体等	10/10		8,000	総務防災課
2-2 防犯・交通安全	LED防犯灯設置費補助金	自治会・町内会等の地域組織が取り組むLED防犯灯設置事業		○			自治会・町内会等の地域組織	4/5		25,000	町民課
2-2 防犯・交通安全	安全運転支援装置整備補助金	安全運転支援装置の購入費・取付費	○				個人	2/3		100,000	町民課
2-2 防犯・交通安全	特殊詐欺等被害対策機器設置事業補助金	町内の事業所で購入した固定電話機又は固定電話機に接続して用いる機器の購入・設置費補助	○				個人(町内に住所が有し、65歳以上の者が世帯にいる者)	1/2		5,000	町民課
2-6 脱炭素社会	家庭の省エネ対策加速化事業補助金	省エネ家電等の導入事業費の補助	○				個人	1/10	〈IoT〉	120,000	町民課
2-6 脱炭素社会	家庭の省エネ対策加速化事業補助金	省エネ家電等の導入事業費の補助	○				個人	1/10	〈EV充電〉	60,000	町民課
2-6 脱炭素社会	家庭の省エネ対策加速化事業補助金	省エネ家電等の導入事業費の補助	○				個人	1/10	〈その他〉	150,000	町民課
2-6 脱炭素社会	ごみ置場設置補助金	ゴミステーションを設置・修理する町内団体への補助		○			団体	1/2	〈新設〉	200,000	町民課

矢掛町各種補助・助成制度一覧(令和8年4月1日現在)

基本施策	事業名	補助概要	対象：個人	対象：団体	対象：法人	所得条件	対象、条件等	補助率	区分	補助上限額(円)	担当課
2-6 脱炭素社会	ごみ置場設置補助金	ゴミステーションを設置・修理する町内団体への補助		○			団体	1/3	〈修繕〉	133,000	町民課
2-6 脱炭素社会	生ごみ処理容器購入補助金	家庭から排出される生ごみの減量化に資するコンポスト設置の支援	○				個人	2/3		6,000	町民課
2-6 脱炭素社会	生ごみ処理機購入補助金	家庭から排出される生ごみの減量化に資する機器設置の支援	○				個人	2/3		60,000	町民課
2-6 脱炭素社会	再資源化協力団体補助金	自主的に資源回収活動を実施する町内の自治会, PTA, 子ども会等の団体や資源回収業者の活動支援		○	○		①地域住民で構成する団体 ②町内に事業所を有する資源回収業者	定額		(予算範囲内)	町民課
2-6 脱炭素社会	ごみ処理場研修団体補助金	ごみ処理施設等を研修する団体支援		○			10人以上の町内会, 子供会, 婦人グループ又は老人会等	定額		22,500	町民課
2-6 脱炭素社会	生ごみ堆肥化容器購入補助金	エコパール購入費の補助	○				個人	定額		640	町民課
2-6 脱炭素社会	生ごみ処理推進地区補助金	エコパール購入費の補助		○			団体	定額		320	町民課
2-7 環境保全	火葬場使用料補助金	火葬場使用料の補助	○				個人	定額		8,000	町民課
2-7 環境保全	飼い主のいない猫不妊去勢手術費補助金	飼い主のいない猫に対して実施する不妊去勢手術費補助	○	○			個人・団体	-		10,000	町民課
2-7 環境保全	スズメバチ駆除費補助金	スズメバチの巣駆除費の補助	○	○			個人・団体	1/2		10,000	町民課
2-8 上・下水道	合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置に対する補助	○				公共下水道計画区域を除く区域で合併浄化槽を設置する者。	定額	〈5人槽〉	354,000	上下水道課
2-8 上・下水道	合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置に対する補助	○				公共下水道計画区域を除く区域で合併浄化槽を設置する者。	定額	〈7人槽〉	463,000	上下水道課

矢掛町各種補助・助成制度一覧(令和8年4月1日現在)

基本施策	事業名	補助概要	対象：個人	対象：団体	対象：法人	所得条件	対象、条件等	補助率	区分	補助上限額(円)	担当課
2-8 上・下水道	合併処理浄化槽設置整備事業	合併処理浄化槽の設置に対する補助	○				公共下水道計画区域を除く区域で合併浄化槽を設置する者。	定額	〈10人槽〉	824,000	上下水道課
2-8 上・下水道	排水設備工事費等補助金	宅内配管工事に対する補助	○			有	世帯全員の町民税が均等割以下の世帯で、下記のいずれかに該当する者。 ・世帯全員が満65歳以上の世帯 ・18歳未満の子どもがいる一人親世帯 ・1級または2級の障害手帳を持つ人がいる世帯	1/3		200,000	上下水道課
2-8 上・下水道	排水設備工事資金利子補給金	排水設備工事に対する融資金の利子補給	○				金融機関から融資を受けて排水設備工事を実施する者	利子額		利子額	上下水道課
2-9 住宅・住環境	木造住宅耐震診断事業補助金	民間の既存木造住宅の耐震診断に要する経費の一部を補助	○		○		・S56年5月31日以前に着工された町内の一戸建て民間住宅	定額		85,200	建設課
2-9 住宅・住環境	木造住宅耐震改修事業補助金	民間の既存木造住宅の耐震改修に要する経費の一部を補助	○		○		・耐震診断を受け町内の民間住宅 ・S56年5月31日以前に着工された2階建て以下の住宅	1/2		1,150,000	建設課
2-9 住宅・住環境	住宅リフォーム事業補助金	町内施工業者を利用して実施する住宅リフォーム工事に係る経費の一部を補助	○				自らが居住する建築後10年以上経過した住宅	1/10		500,000	建設課
2-9 住宅・住環境	特定空家除却事業補助金	特定空家等の除却に対して費用の一部を補助	○				所有者・相続人・所有者の同意を得た個人	1/2		500,000	建設課
2-9 住宅・住環境	管理不全空家対策事業補助金	管理不全空家等の除却・修繕に対して費用の一部を補助	○		○		所有者・相続人・所有者の同意を得た個人	1/2		500,000	建設課
3-1 学校教育	入学祝金	小学校入学児童1人につき3万円を支給	○				矢掛町に住所を有し、小中学校等に1年生として入学する児童生徒を養育している保護者	定額	〈小学生〉	30,000	教育課
3-1 学校教育	入学祝金	中学校入学生徒1人につき5万円を支給	○				矢掛町に住所を有し、小中学校等に1年生として入学する児童生徒を養育している保護者	定額	〈中学生〉	50,000	教育課
3-1 学校教育	矢掛高校魅力化事業補助金	入学時の費用負担の軽減を図るため、学校指定の制服の自己負担額を補助	○				矢掛高校の生徒の保護者	10/10	〈制服購入〉	40,000	教育課
3-1 学校教育	矢掛高校魅力化事業補助金	入学時の費用負担の軽減を図るため、矢掛高校が指定し、授業等で使用するタブレット端末の自己負担額を補助	○				矢掛高校の生徒の保護者	10/10	〈タブレット購入〉	40,000	教育課

矢掛町各種補助・助成制度一覧(令和8年4月1日現在)

基本施策	事業名	補助概要	対象：個人	対象：団体	対象：法人	所得条件	対象、条件等	補助率	区分	補助上限額(円)	担当課
3-1 学校教育	矢掛高校魅力化事業補助金	公共交通機関を利用して通学する生徒の費用負担の軽減を図るため、通学定期券等の購入額の10万円まで2割以下、及び10万円を超える部分の5割以下を補助	○				矢掛高校の生徒の保護者	-	〈通学費〉	80,000	教育課
3-1 学校教育	矢掛高校魅力化事業補助金	学習塾を利用する生徒の費用負担の軽減を図るため、その費用の2割以下を補助。対象となる塾は、町内の学習塾で町が矢掛高校と協議し認めたとする。	○				矢掛高校の生徒の保護者	2/10	〈通塾費〉	20,000	教育課
3-1 学校教育	矢掛高校魅力化事業補助金	資格試験・検定に対する受験意欲の向上を図るため、試験に合格した場合、その受験料相当額以下の図書カード(500円単位)を支給。対象試験は町が矢掛高校と協議し認めたとする。		○			矢掛高校	10/10	〈資格試験・検定〉	(受験料の範囲内)	教育課
3-1 学校教育	矢掛高校魅力化事業補助金	教育活動充実を目的とした外部人材の活用、又は集団や個人の校内外における教育活動を行う際の費用の一部を補助		○			矢掛高校	-	〈教育活動充実〉	1,500,000	教育課
3-1 学校教育	就学援助費	学用品購入費、校外活動費、給食費などを補助	○			有	矢掛町立小中学校に在学又は入学予定で、矢掛町に住所を有する要保護又は準要保護の児童生徒の保護者。	-	〈学用品等購入費〉	小学1年:11,630円 小学2~6年:13,900円 中学1年:22,730円 中学2,3年:25,000円	教育課
3-1 学校教育	就学援助費	学用品購入費、校外活動費、給食費などを補助	○			有	矢掛町立小中学校に在学又は入学予定で、矢掛町に住所を有する要保護又は準要保護の児童生徒の保護者。	-	〈校外活動費・宿泊なし〉	小学生:1,600円 中学生:2,310円	教育課
3-1 学校教育	就学援助費	学用品購入費、校外活動費、給食費などを補助	○			有	矢掛町立小中学校に在学又は入学予定で、矢掛町に住所を有する要保護又は準要保護の児童生徒の保護者。	-	〈校外活動費・宿泊あり〉	小学5年:3,690円 中学1年:6,210円	教育課
3-1 学校教育	就学援助費	学用品購入費、校外活動費、給食費などを補助	○			有	矢掛町立小中学校に在学又は入学予定で、矢掛町に住所を有する要保護又は準要保護の児童生徒の保護者。	-	〈修学旅行費〉	小学6年:22,690円 中学3年:60,910円	教育課
3-1 学校教育	就学援助費	学用品購入費、校外活動費、給食費などを補助	○			有	矢掛町立小中学校に在学又は入学予定で、矢掛町に住所を有する要保護又は準要保護の児童生徒の保護者。	-	〈新入学学用品費〉	小学1年:64,300円 中学1年:81,000円	教育課
3-1 学校教育	就学援助費	学用品購入費、校外活動費、給食費などを補助	○			有	矢掛町立小中学校に在学又は入学予定で、矢掛町に住所を有する要保護又は準要保護の児童生徒の保護者。	-	〈オンライン学習通信費〉	15,000	教育課
3-1 学校教育	特別支援教育就学奨励費	学用品購入費、校外活動費、給食費などを補助	○			有	法令で定める程度の障害を有し、かつ矢掛町立小中学校に在学している児童生徒の保護者で、国の定める支弁区分に該当する者。	-		-	教育課
3-1 学校教育	矢中矢高合同部活動クラブ運営費 給付	矢中矢高合同部活動クラブ運営費	○			有	矢掛町立矢掛中学校に在学し、矢掛町に住所を有する要保護又は準要保護の生徒の保護者。	-	〈クラブ運営費〉	半期10,000	教育課
3-1 学校教育	矢掛町修学旅行費補助金	小学生1人につき5千円を支給	○				矢掛町に住所を有し、小学校の修学旅行に参加する児童を養育している保護者	定額	〈小学生〉	5,000	教育課
3-1 学校教育	矢掛町修学旅行費補助金	中学生1人につき1万円を支給	○				矢掛町に住所を有し、中学校の修学旅行に参加する生徒を養育している保護者	定額	〈中学生〉	10,000	教育課

矢掛町各種補助・助成制度一覧(令和8年4月1日現在)

基本施策	事業名	補助概要	対象：個人	対象：団体	対象：法人	所得条件	対象、条件等	補助率	区分	補助上限額(円)	担当課
3-1 学校教育	矢掛町修学旅行費補助金	上記の修学旅行で沖縄県金武町に滞在する場合1万円を加算	○				矢掛町に住所を有し、小中学校の修学旅行に参加する児童生徒を養育している保護者	定額	〈小中学生〉	10,000	教育課
3-5 文化財	伝統的建造物群保存地区保存事業補助金	保存地区内における建築物等及び環境物件の修理、修景又は復旧を行う所有者に補助	○	○	○		矢掛宿伝統的建造物群保存地区内の土地・家屋所有者	8/10	〈修理〉	8,000,000	教育課
3-5 文化財	伝統的建造物群保存地区保存事業補助金	保存地区内における建築物等及び環境物件の修理、修景又は復旧を行う所有者に補助	○	○	○		矢掛宿伝統的建造物群保存地区内の土地・家屋所有者	6/10	〈修景〉	4,000,000	教育課
3-5 文化財	矢掛町伝統的建造物群保存地区における歴史的風致向上事業補助金	(1)伝統的建造物(特定物件)の管理 (2)保存地区内の建築物等の整備 (3)保存地区内の防火等機能向上に資する機器の設置等	○	○	○		矢掛宿伝統的建造物群保存地区内の対象物件の所有者、占有者	1/2		500,000	教育課
3-5 文化財	矢掛町歴史文化的資源保存活用事業補助金	町内の歴史文化的資源の保存・活用団体等が自主的及び主体的に企画及び実施している事業の支援		○			町内の歴史文化的資源の保存・活用団体	10/10	〈催事等〉	200,000	教育課
3-5 文化財	矢掛町歴史文化的資源保存活用事業補助金	町内の歴史文化的資源の保存・活用団体等が行う景観整備事業		○			町内の歴史文化的資源の保存・活用団体	定額	〈景観整備〉	-	教育課
3-6 スポーツ・レクリエーション	やかげスポーツクラブ年間費	矢中矢高合同部活動に参加に伴うやかげスポーツクラブ年間費を補助	○				矢中矢高合同部活動に参加する町内在住中学生の保護者。	-	(クラブ年会費)	500	教育課
4-1 農林業	有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業補助金	2戸以上の受益戸数の方がまとめて概ね3,000㎡以上の一団の農地を囲うように鳥獣侵入防止柵を設置することに対して補助。 令和8年度から電気柵の草刈り作業の負担軽減のために併設する除草シート等への補助を開始。		○			団体	1/2		200,000(侵入防止柵) 50,000(除草シート等)	産業観光課
4-1 農林業	自力造林補助金	町内の山林において一般造林を行う個人団体に施工面積が0.5ha未満のものについて、県の示す造林事業標準所要経費の40%を補助する。	○	○			個人・団体	4/10		(予算範囲内)	産業観光課
4-1 農林業	中山間地域等直接支払交付金	【単価】(円/10a) 8割単価 田(急傾斜)21,000円 16,800円 田(緩傾斜)8,000円 6,400円 畑(急傾斜)11,500円 9,200円 畑(緩傾斜)3,500円 2,800円 ネットワーク化活動計画を立てない場合は8割単価となる。		○			団体	定率		-	産業観光課
4-1 農林業	農地流動化助成金	町内の農地に対し、3年以上の農地中間管理権を設定した、町内の農地耕作者へ助成金を交付する。	○	○	○		町内の個人・団体	各区分ごとの交付単価による		(予算範囲内)	産業観光課
4-1 農林業	農業共済収入保険助成事業費補助金	収入保険加入者が負担する掛捨ての保険料額について補助する。	○	○	○		町内の個人・団体	1/2		(予算範囲内)	産業観光課
4-1 農林業	森林クリーン事業補助金	共有林の下刈り、除間伐、枝打ちを行う団体に対して補助		○			団体	定率		50,000	産業観光課
4-1 農林業	早期経営確立支援事業	①農地確保等応援事業：農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。	○				町内に居住し、事業申請時に55歳未満、かつ就農後3年以内の者	1/2	〈農地確保〉	100,000	産業観光課
4-1 農林業	早期経営確立支援事業	②空き家等借入応援事業：農業経営又は新規就農研修を行うために入居する住宅の賃借料を助成(事業対象者名義で契約しているもので最大3年間まで)	○				町内に居住し、事業申請時に55歳未満、かつ就農後3年以内の者	1/2	〈空き家等借入応援〉	720,000	産業観光課

矢掛町各種補助・助成制度一覧(令和8年4月1日現在)

基本施策	事業名	補助概要	対象：個人	対象：団体	対象：法人	所得条件	対象、条件等	補助率	区分	補助上限額(円)	担当課
4-1 農林業	早期経営確立支援事業	③農業施設等整備支援事業：農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成	○				町内に居住し、事業申請時に55歳未満、かつ就農後3年以内の者	1/2	〈農業施設等整備支援〉	900,000	産業観光課
4-1 農林業	矢掛町干柿等生産振興事業	町内で干柿等を生産している農家に対し、販売額の一部を補助	○	○	○		町内に住所を有し、第三者に干柿等の販売を行っている農業者(法人を含む。)及び集落営農組織。	1/10		-	産業観光課
4-1 農林業	矢掛町小菊生産振興事業補助金	種苗・農業資材の購入経費を補助	○				町内に住所を有する者で、矢掛町小菊生産組合に新たに加入する新規栽培者かつ申請時以降も小菊栽培を継続する意思を有している者	1/2		-	産業観光課
4-2 商工業	空き家活用新規創業支援事業補助金	空き家登録された空き家を活用して行う小売業、飲食業、サービス業その他のこれらに類する事業又は矢掛町の交流人口の増加やイメージアップに有用で、まちづくりに寄与すると町長が認める事業	○		○		個人・法人等	1/2		2,000,000	産業観光課
4-2 商工業	商品開発等支援	新商品開発に係る事業 既存商品のブラッシュアップに係る事業	○		○		個人・法人等	1/2		200,000	産業観光課
4-4 産業連携	矢掛町イタリア野菜生産振興事業	種苗等支援・設備機械等整備	○				生産組織の会員は、矢掛町に住所を有しており申請年度以降も継続してイタリア野菜を生産する農業者等	1/2		-	産業観光課
5-1 住民参加と協働	ふるさと創生事業	個性ある地域づくりを実施する事業に対して補助	○	○			個人・団体等	定額		(実行委員会が決めた額)	企画課
5-1 住民参加と協働	まちピカ応援事業補助金	町道等、河川及び公園の清掃等に応じて定額補助		○	○		・3名以上の団体 ・町道等…300m以上 ・河川…200m以上 ・公園	定額		-	建設課
5-1 住民参加と協働	まちピカソロ活動応援事業補助金	町道等の清掃等に要した経費の一部を補助	○				・1名以上 ・町道等…100m以上	10/10		10,000	建設課
5-2 地域コミュニティ	公会堂施設整備補助金	町内会等が設置する公会堂等集会施設の整備事業		○			町内会等	10/10	〈耐震診断〉	(予算範囲内)	町民課
5-2 地域コミュニティ	公会堂施設整備補助金	町内会等が設置する公会堂等集会施設の整備事業		○			町内会等	4/5	〈耐震改修〉	(予算範囲内)	町民課
5-2 地域コミュニティ	公会堂施設整備補助金	町内会等が設置する公会堂等集会施設の整備事業		○			町内会等	1/2	〈新改築・修繕等〉	補助単価 ×基準面積	町民課
5-2 地域コミュニティ	公会堂施設備品整備補助金	町内会等が設置する公会堂等集会施設の備品整備事業		○			町内会等	1/2 (8/10)	エアコンの新設については、 8/10	1,000,000	町民課
5-3 関係人口の拡大	空き家改修補助金	空き家の改修に要した費用の一部を、その所有者等に対し予算の範囲内で補助する	○		○		個人(会社の場合有)	1/2		1,000,000	企画課
5-3 関係人口の拡大	首都圏在住者移住支援金	東京圏から移住し、県の求人サイトに掲載の企業に就職した者に支給	○				2人以上の世帯100万円、単身60万円。18歳未満の者1人100万円を加算	定額		2,000,000	企画課

矢掛町各種補助・助成制度一覧(令和8年4月1日現在)

基本施策	事業名	補助概要	対象：個人	対象：団体	対象：法人	所得条件	対象、条件等	補助率	区分	補助上限額(円)	担当課
5-3 関係人口の拡大	首都圏在住者移住支援金	東京圏から移住し、町が定める「関係人口要件」に該当する者に支給	○				2人以上の世帯100万円、単身60万円。18歳未満の者1人100万円を加算	定額		2,000,000	企画課
5-3 関係人口の拡大	金武町交流事業	金武町への旅行に要した費用を、予算の範囲内で一部助成	○	○			満3歳以上の者で、町内在住又は在勤の者	定額		20,000円/人	企画課
5-3 関係人口の拡大	金武町交流企画事業	金武町を目的地とする旅行の企画・実施に要した費用を、予算の範囲内で一部助成			○		旅行事業者の実施する企画旅行参加者のうち、町内在住又は在勤の者(当該勤務者の家族を含む)	定額		1,000円/人	企画課
5-3 関係人口の拡大	企業立地促進奨励金	町内に立地(新設・増設)する企業に奨励金を交付			○		会社	定額		公的団地5億円 民有地2億5千万円	企画課
5-3 関係人口の拡大	社宅整備促進補助金	町内事業者が従業員向けの社宅を建設する際の費用を補助			○		会社	定額		12,000,000円/棟	企画課
5-3 関係人口の拡大	定住促進助成金	若年者等の住宅取得に要する経費の一部及び三世帯世帯での居住促進に対する助成	○				・助成金の交付を受けた日から本町に10年以上定住することの誓約 ・令和9年3月31日までに町内に自らが居住する住宅を新築し入居した者又は自らが居住する新築建売住宅を購入し入居した者	要件により変動		2,000,000	建設課